

財形住宅預金

平成27年11月30日現在

1. 商品名	・財形住宅預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま（事業主に雇用されている55歳未満の勤労者の方）
3. 期間	・5年以上で自由
4. お預入れ方法 （1）お預入れ方法 （2）お預入れ金額 （3）お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で分割お預入れ（事業主が勤務者に支払う賃金から控除したうえ、預入れします。） ・100円以上 ・1円単位
5. 積立限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財形年金預金と合わせて元本550万円までです。 【注】最初の預入時を除き、マル財限度額を超える預入も可能ですが、この場合元本全額が一律分離課税扱いとなります。
6. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全額払戻または一部払戻しが可能です。 ・原則として住宅の取得や、増改築以外の目的での払戻しはできません。
7. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）課税	<ul style="list-style-type: none"> ・分割預入時の期日指定定期預金の店頭表示利率（自動継続時は継続日の利率）を満期日まで適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。（1年毎の複利計算） ・財形住宅預金と財形年金預金の合計で550万円（利息含む）まで非課税とすることができます。 なお、元本総額が550万円を超える場合は、全て課税扱いとなり、利息に20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・住宅の取得や、増改築以外の目的で払戻された場合、過去5年以内に支払われた利息に対して追徴課税されます。 ・積立を2年以上中断した場合、または海外転勤のため7年超積立を中断した場合には、それ以降は全て課税扱いとなります。
8. 手数料	・定めはありません。
9. 付加できる特約事項	・低利のマイホーム資金、教育資金等の融資制度が利用できます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年複利の方法で計算した利息とともに払戻します。 ① 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772

<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人一契約ですが、一般財形預金・財形年金預金との併用もできます。 ・会社等の役員の方は原則として預入対象者ではありませんが、「取締役営業部長」のように勤労者としての属性を有している場合には、預入対象者となります。 ・預入れの都度、期日指定定期預金(期間3年)の自動継続(元利金継続)となります。 ・お支払には、住宅取得、増改築等のための払い出しであることを確認するための書類を提出していただきます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金とします。 ・概算金額指定払戻(1万円以上)により預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求額に達するまで預金を1口毎に順次解約します。解約順序は特に指定のない限り、当行所定の順序により解約します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
<p>13. 不適合事由の発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職等により財形預金預入の適格者でなくなった場合は、6ヵ月以内に事業主より「財形形成貯蓄の退職等に関する通知書」の提出を受け、積立を中止します。1年後の応答日前日までは非課税扱いとなります。